

令和7年度第3回知立市総合教育会議 次第

日時 令和8年2月19日(木)
午後1時15分から
場所 知立市役所 第4会議室

1 開会

2 議題

(1) 知立市教育大綱について (P3~P6)

(2) その他

・ R8機構改革 等

出席者名簿

市長 石川 智子

教育長 宇野 成佳

教育委員 伊藤 沙織

教育委員 寺田 節子

教育委員 蔭山 英順

教育委員 大橋 均

事務局（総合教育会議・教育委員会）

企画部長 山崎 保志

教育部長 市川 敏一

企画政策課長 伊藤 慎治

学校教育課長 丹羽 康二

企画政策課長補佐 佐藤 浩二

企画政策課主事 大西 佑弥

知立市教育大綱（案）

（令和 8 年度～令和 12 年度）

市民一人一人が夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。

- 1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。

自他の生命や自然を尊重する心、多様な課題を主体的に解決する力、確かな知識や技能、自らを律し協調性をもち、たくましい心身の育成をめざして、きめ細やかで調和の取れた特色のある学校教育を進めていきます。

- 2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。

郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、誰もが全てのライフステージで自分らしく楽しみながら学び続けるとともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの多様なニーズに応じた活動を支援していきます。

- 3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。

豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市に関連する歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。

知立市教育大綱 新旧対照表

令和 3 年度～7 年度（現行）	令和 8 年度～12 年度（改定案）
<p>知立市教育大綱（令和 3 年度～令和 7 年度） 市民一人ひとりが夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。</p>	<p>知立市教育大綱（令和 8 年度～令和 12 年度） 市民一人<u>一人</u>が夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。</p>
<p>1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。 学校教育の基本方針を定めました。自他の生命や自然を尊重し、様々な課題を自ら解決していく力、確かな知識や技術、感動する心や自らを律する心、たくましい心身の育成をめざして、きめ細かくで調和の取れた学校教育を進めていきます。</p>	<p>1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。 自他の生命や自然を尊重<u>する心</u>、<u>多様な</u>課題を<u>主体的に</u>解決<u>する力</u>、確かな知識や<u>技能</u>、自らを律し<u>協調性をもち</u>、たくましい心身の育成をめざして、きめ細<u>やか</u>で調和の取れた<u>特色のある</u>学校教育を進めていきます。</p>
<p>2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。 生涯学習活動の基本方針を定めました。郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、全てのライフステージでの切れ目の無い学びを設定するとともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの様々な活動を支援していきます。</p>	<p>2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。 郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、<u>誰も</u>が全てのライフステージで<u>自分らしく楽しみながら学び続ける</u>とともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの<u>多様なニーズに応じた</u>活動を支援していきます。</p>
<p>3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。 文化・芸術活動の基本方針を定めました。豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市の歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、市民による文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。</p>	<p>3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市に<u>関連する</u>歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。</p>

知立市教育大綱（R8～R12）（改定案）に対するパブリックコメント意見及び市の考え方

実施期間：令和8年1月6日（火）～2月4日（水）

意見提出数：1件（個人1名）

※いただいたご意見につきましては、回答の便宜上、市において番号（①～④）を付して整理しています。

番号	内容	意見	市の考え方
1	教育大綱改定案の表現に関する意見	<p>2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、誰もが全てのライフステージで自分らしく楽しみながら学び続けるとともに、①地域生涯学習、②スポーツやボランティアなどの多様なニーズに応じた活動を支援していきます。</p> </div> <p>① 「地域生涯学習」を「探究的な生涯学習」としてはどうかのご意見をいただきました。</p> <p>② 「スポーツやボランティア」を「スポーツや芸術・文化、ボランティア」としてはどうかのご意見をいただきました。</p>	<p>① 「地域生涯学習」を「探究的な生涯学習」としてはどうかというご意見について</p> <p>「探究的な」という表現は、主に学校教育において用いられる概念であると考えます。</p> <p>基本的方針2は、生涯学習についての市の方針を定めているものであり、当市において、子どもから大人、高齢者まで、誰もが地域を基盤として、生涯学習やスポーツなどを身近に感じ、学びを深められる環境づくりに取り組んでいくことを「地域生涯学習」と表していますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>② 「スポーツやボランティア」を「スポーツや芸術・文化、ボランティア」としてはどうかというご意見について</p> <p>ご意見をいただきました「芸術・文化」につきましては、教育大綱では、基本的方針3の「文化・芸術活動」として位置付けていますので、生涯学習についての方針を定める項目に重ねて記載</p>

		<p>3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、 伝統文化の継承と③文化・芸術活動を推進します。</p> <p>豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、 知立市に関連する歴史的な資産・文化財・④祭行事 などの適切な保存と活用を進め、文化・芸術活動を 促進するための事業を充実するとともに、活動を支 える人材や団体を支援・育成していきます。</p> <p>③ 基本の方針3の中の「文化・芸術活動」を「未 来への文化・芸術活動」としてはどうかのご意 見をいただきました。</p> <p>④ 「祭行事」を「まつり行事」としてはどうかと のご意見をいただきました。</p>	<p>することはせず、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>③ 基本の方針3の中の「文化・芸術活動」を「未来 への文化・芸術活動」としてはどうかのご意見に ついて</p> <p>「未来への」という表現については、その対象 や内容が必ずしも明確ではなく、文化・芸術活動 を特定の方向性に限定する印象を与えるおそれ があると考えますので、あえて「未来への」とい った限定的な表現は用いず、原案のとおりとさせ ていただきます。</p> <p>④ 「祭行事」を「まつり行事」としてはどうかと のご意見について</p> <p>ご提案いただきました「まつり」という表現 は、「かきつばたまつり」、「知立まつり」、 「よいとこまつり」などを通じて、市民の皆様 に広く浸透している用語であると考えています。</p> <p>一方、原案では、「歴史的な資産・文化財・祭 行事など」と整理し、「祭行事」は「歴史的な」 にかかり、古くからの祭礼的な意味を持っている ことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
--	--	---	---

行政組織・機構の見直し案の概要について

1 行政組織・機構の見直しの目的

- (1) 市長政策及び第7次総合計画の基本方針を推進する体制とすること。
- (2) 市民、関係団体、地元企業等との関わりを強化する体制とすること。
- (3) 新たな行政需要について、課題に積極的に取り組む体制とすること。

2 重点項目

- (1) 知立駅周辺整備事業に合わせて、周辺一帯の魅力的なまちづくりを推進するとともに、その魅力を市内外に効果的に発信する。
- (2) 防災、防犯等に関し、自助力、共助力を強化するため、町内会や市民活動との連携強化を図る。
- (3) 福祉分野における支援の狭間をなくすため、重層的な支援体制の整備を図るとともに、こども家庭センターの機能強化及び充実を図る。
- (4) 商工業振興と企業立地を一体的に推進するとともに、農業振興も含めた市内産業全体の振興を図る。

3 改正内容

- (1) 部局、課及び係の廃止、新設、統合、名称変更等

① 部局の名称変更

- ・ 「危機管理局」→「市民協働部」、「福祉子ども部」→「福祉こども部」、「市民部」→「産業環境部」

② 課の廃止、新設、名称変更等

- ・ 「企業立地推進課」を廃止する。
- ・ 「地域活動推進課」を新設する。
- ・ 「子ども課」を「こども家庭課」と「保育支援課」とに分離する。
- ・ 課の名称を次のとおり変更する。

「協働推進課」→「まちづくり政策課」、「企画政策課」→「企画情報課」、「経済課」→「産業振興課」、「まちづくり課」→「都市整備課」

③ 係の廃止、新設、統合、名称変更等

- ・ 「まちづくり政策係」、「観光振興係」、「地域福祉係」及び「こども家庭相談係」を新設する。
- ・ 「企業立地推進係」を「商工振興係」に、「長寿係」を「地域支援係」に

統合する。

- ・ 係の名称を次のとおり変更する。

「地方創生SDGs係」→「企画統計係」、「保護援護係」→「生活保護係」、「児童家庭係」→「こども育成係」、「商工観光係」→「商工振興係」、「農政係」→「農業振興係」、「道路工務係」→「整備係」、「河川工務係」→「維持係」、「まちづくり推進係」→「都市整備係」

(2) 部及び課間の移管

- ① 「市民課」を「市民部」から「総務部」に移管する。
- ② 「協働人權係」を「企画部」から「市民協働部」に移管する。

4 部、課及び係の増減数

区 分	改正後	現 行	増減数
部	1 1	1 1	0
課	3 0	2 9	1
係	6 2	6 0	2
合計	1 0 3	1 0 0	3

知立市行政機構図

